

平成26年度のインフルエンザ予防接種補助金について

本年度も下記の要領でインフルエンザ予防接種の補助金制度を実施いたしますのでご案内いたします。

【申請上の注意】

補助金対象となる 予 防 接 種	平成26年10月1日から平成27年1月31日までの期間に受けたインフルエンザ予防接種。
補 助 の 対 象 者	接種の日に、当健康保険組合の被保険者および被扶養者の資格があり、国内の医療機関等で接種を受けた方【海外での接種は対象外】。
補 助 金 限 度 額	一人当たり1,000円（消費税込み） 期間内に1回限り。 ※支払った額が補助金限度額に満たない場合は支払った額。
申 請 方 法	インフルエンザ予防接種補助金申請書「事業所用（様式一）」に連名簿と領収書（コピー可）を添付し、被保険者および被扶養者分を事業主にて一括して請求してください。なお、任意継続の方は申請書「任意継続被保険者用（様式二）」をご使用いただき、個人請求してください。 ※領収書には、接種を受けた方の氏名、日付、実施した医療機関名、接種に要した費用、内訳に「インフルエンザ予防接種代」と記載してあること、以上の全てが確認できることが必要です。 ※集団接種により、まとめて支払った場合は、領収書のほかに医療機関が発行した明細(各接種者氏名の記載があるもので、かつ発行元の名称が記載されているもの)を必ず添付してください。 ※申請書用紙は健康保険組合ホームページからダウンロードできます。
そ の 他	○医師の判断等で2回以上接種した場合であっても1回の補助となります。1回目もしくは2回目以降のいずれかの接種分で申請してください（合算しての申請はできません）。 ○他の制度（市区町村等）から補助を受けることができる場合はその制度が優先となります。なお、他の制度から補助を受けた場合でも、自己負担が発生したときは補助の対象となります。
申 請 期 限	平成27年3月2日（月）
申請・問い合わせ先	●健康管理部 06-6941-6532 ●神戸支部 078-221-6100 ●京都支部 075-801-2905

※ 他の制度（公費）で受けられる方

【法律に基づく予防接種対象者】

予防接種法施行令によりインフルエンザの定期の予防接種を行う対象者は、(1) 65歳以上の者、および、(2) 60歳以上65歳未満であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令に定めるもの、とされています（お住まいの市町村にお問い合わせください）。

インフルエンザ

こんな場合は要注意

インフルエンザかもしれません！

- 38℃以上の急な高熱がでた
- 全身がだるい、関節痛・筋肉痛がある
- 周囲でインフルエンザが流行している
- 頭痛がある
- 呼吸が速く、苦しい
- おう吐や下痢が続いている

※以上は健康状態や症状の参考になるもので、診断に代わるものではありません。気になる点がある方は、医師にご相談ください。

寒い季節になると毎年インフルエンザが流行します。感染してしまうと、高熱や全身のだるさやうなされ、数日間外出することを自粛しなければいけません。流行が始まる前にインフルエンザの正しい知識と予防法を理解し、冬を無事に乗り切りましょう！

インフルエンザから自分を守る！

ウイルスは、感染した人が触れた物、せきやくしゃみなどの飛沫から私たちの体内に侵入してきます。感染を予防するために次の4つの行動を心がけてください。

日々の生活のなかでできること

- ① 帰宅時、食前に手洗い、うがいをする
- ② 外出時にはマスクを着用する
(不織布製マスクが望ましい)
- ③ 不特定多数の人が集まる場所を避ける
- ④ 部屋の湿度を適度に保つ

予防接種を忘れずに

インフルエンザを予防するのにいちばん効果的なのが、予防接種です。もし発症したとしても、重症化する危険性を減らすことができるので、流行前に接種することをおすすめします。

海外に赴任される方のための事業

企業の海外進出に伴い、海外へ赴任される労働者も増加している中で、大阪薬業保健センターにおいても、「海外赴任前および帰国後の健康診断」ならびに「海外赴任に伴う予防接種」を行っておりますが、8月から新たに「狂犬病ワクチン」の予防接種を追加しました。

海外赴任前および帰国後の健康診断

- 対象者 被保険者 および 帯同する被扶養者等
- 実施機関 大阪薬業保健センター
- 内容 労働安全衛生規則 第45条の2に基づく健康診断
- 料金 1回につき 12,000円（税別）

海外赴任に伴う予防接種

- 対象者 被保険者 および 15歳以上の被扶養者等
 - 実施機関 大阪薬業保健センター[毎週水曜日 午後2時～(完全予約制)]
 - ワクチンの種類と料金(各1回の接種あたり) (税別)
A型肝炎6,000円、B型肝炎4,000円、破傷風3,000円、日本脳炎5,000円、狂犬病12,000円(平成26年8月1日から追加しました)
- ※ワクチンの供給状況により接種できないものがある場合はご了承ください。
※海外渡航前に原則として2回接種する必要があります(1回目と2回目の間隔は約3週間を要します)。

申込方法

いずれも申込書が必要となりますので、当組合にご連絡いただくか、ホームページから印刷してください(海外赴任に伴う予防接種については、1カ月以上前に申し込んでください)。

健康管理部 06-6941-6352 <http://www.daiyaku-kenpo.or.jp>

自宅でできる「ピロリ菌検査」

胃がんの原因の一つは“ピロリ菌”の持続感染であることが解明されており、感染がわかれば除菌治療することで、胃がんになるリスクを減らすことができます。ぜひこの機会に“ピロリ菌”感染の有無を確認してください。

ピロリ菌検査(便中抗原検査)

- 対象者
50歳以上の被保険者 および 被扶養者
※7月～9月は高温による検体への影響を避けるために検査ができませんでしたが、10月から再開します。
※ご利用は「大阪薬業健康保険組合」の在籍期間中1回に限ります。

●一部負担金

1,080円(1,000円+消費税)

●検査機関(申込先)

〒604-0827 京都市中京区高倉通二条下る瓦町550 メスビル内
メス細胞検査研究所(京都府登録衛生検査所第38号) TEL(075)231-2230
<http://www.msp-kyoto.co.jp>

●申込方法

申込書が必要となりますので、当組合にご連絡いただくか、ホームページから印刷してください。
健康管理部 06-6941-6352 <http://www.daiyaku-kenpo.or.jp>



検査の流れ

検査機関に
検診を
申し込む



検査キットが
自宅に届く



ご自宅で
ご都合に合わせて
検体を採取

検査キットを
返送する



検査機関で
検査

検査結果が
自宅に届く



医療費が高額になったとき▶

「高額療養費制度」のご案内

健康保険では、患者の負担は実際にかかった医療費の1～3割で済みますが、たとえ1～3割負担でも、入院の場合は数十万円、外来でも高額な薬を処方された場合は数万円かかることがあります。

そこで、患者負担を軽減するために自己負担の限度が設けられています。自己負担限度額を超えた場合、超えた額が高額療養費として大阪薬業健康保険組合から支給されます。

高額療養費のルール

■1か月ごとに計算します

月の1日から月末までの月単位で計算します（初診日から1か月という意味ではありません）。複数月にわたる場合は、別計算になります。

■同じ医療機関で合算します（院外処方を含む）

同じ医療機関でも、入院と外来、内科と歯科はそれぞれ別々に計算します。また、複数の医療機関にかかった場合は、それぞれの保険診療の自己負担が21,000円以上であれば、高額療養費の対象として合算できます。



■含めないものもあります

保険外の治療、入院時の差額ベッド代や食事の自己負担は除外します。

■所得によって自己負担限度額が異なります

1カ月の自己負担限度額（70歳未満）

所得区分	自己負担限度額	4回目以降*
一般	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	44,400円
上位所得者 (標準報酬月額 53万円以上)	150,000円+ (医療費-500,000円)×1%	83,400円
市町村民税 非課税者	35,400円	24,600円

※直近12か月以内に3回以上高額療養費に該当した場合に適用される自己負担限度額です。

※平成27年1月以降に区分変更の予定です。

- 同じ世帯で同じ医療保険に加入する複数の人が、同じ月に自己負担21,000円を超えたときは、それらを合算して計算します。
- 70歳以上の方は、上表とは別に自己負担限度額が設けられています。

一部負担還元金の請求もお忘れなく!! (被保険者のみ)

自己負担をさらに軽減するため、当組合独自の付加金として、「一部負担還元金」が支給されます。一部負担還元金は被保険者から請求されないとお支払いできませんので、ご注意ください。

高額療養費は健康保険法により定められた金額であるため、病院で自己負担限度額を判断できますが、付加金は当組合が独自で行っている給付のため、病院では対応できません。

病院での精算が終わりましたら「高額療養費・一部負担還元金支給申請書」にご記入の上ご請求ください（一部負担還元金の支給は診療月から3カ月目以降となります）。

※注意事項

- 差額ベッド・食事療養費・文書料・その他自費分は保険対象外となります。
- 高額療養費・一部負担還元金支給申請書は個人ごと、1か月ごとに作成してください。

一部負担還元金の支給要件

保険診療の自己負担額が下記金額を超えた場合に請求することができます（入院と外来、内科と歯科はそれぞれ別です）。

一般 (標準報酬月額 53万円未満)の方	▶	21,000円以上/ 月ごと・医療機関ごと
上位所得者 (標準報酬月額 53万円以上)の方	▶	39,000円以上/ 月ごと・医療機関ごと

20,000円+(医療費-267,000円)×1%
上位所得者の場合、20,000円は38,000円、267,000円は500,000円になります。
算出した額が、1,000円未満の場合は不支給。
また、100円未満の端数は切り捨てです。

「限度額適用認定証」をご利用ください

限度額適用認定証は、入院や外来診療・調剤薬局等での医療費の支払い額が、自己負担限度額を超えて高額となるとき、窓口での提示により支払いを法定の自己負担限度額までにとどめることができるもので、一時的な立て替えの必

要がなくなります。高額な医療費が予想される場合は、当健保組合に発行申請をしてください。

※70歳以上の方は高齢受給者証で対応されますので、申請の必要はありません。

海外で診察を受けたとき▶

「海外療養費制度」のご案内

海外療養費とは…

健康保険では、海外滞在中の病気やけがに対しても、保険の給付が行われます（業務上や通勤途上のけが等を除く）。

この「海外療養費」制度は海外旅行中や、海外赴任中など、やむを得ない事情で日本の保険医療機関で保険診察を受けることができず、自費で受診したときなど、保険診療を受けることが困難であると当健保組合が認めた場合に日本国内での保険診療費に換算して支給されます。

治療目的で海外に渡航し海外の医療機関で診察を受けた場合などは、海外療養費は支給されませんのでご注意ください。

健保組合からのお願い！

申請には、①領収書の原本や、②様式A（診療内容明細書）、③様式B（領収明細書）、④歯科診療明細書（歯科診療時の②③の代わり）等が必要です。①をなくさないよう願います。また、②～④には、現地医師の署名等を要しますので、渡航時に用紙（お勤め先の健保窓口や当健保組合HPで入手可能）を必ず携行するようにしてください。

申請期限は治療費を支払った日の翌日から2年間となります。

様式AとBの翻訳 様式A・Bが日本語以外で作成された場合、それを翻訳したA'・B'が必要です。

海外療養費として支給が受けられるのは、その治療が日本国内の保険診療として認められる治療である場合であり、次のような場合は除かれます。

◆美容整形手術 ◆保険の効かない診療、差額ベッド代など ◆健康保険適用外の材料（セラミック、ポーセレン、ゴールドなど）を使用した歯の治療費 ◆歯列矯正やインプラント義歯治療 など

詳細についてのお問い合わせ先

●現金給付課 06-6941-5005

●神戸支部 078-221-6100

●京都支部 075-801-2905

※どちらの申請用紙もホームページからダウンロードできます。

トップページから▶届け出・申請一覧▶給付関係▶健康保険限度額適用認定証交付申請書・区分変更届▶健康保険高額療養費・一部負担還元金支給申請書▶海外用健康保険療養費支給申請書

「健康保険被扶養者現況届」ご提出のお願い（任意継続被保険者は除きます）

被扶養者認定の適正化のため、今年も監督局の指導により、例年どおりご家族を扶養しておられるみなさまに「健康保険被扶養者現況届」をお配りします。健保組合への提出期限は平成26年11月28日になりますので、お早めに事業所のご担当者まで提出をお願いします。

算定基礎届の事務処理が完了し標準報酬月額が決定しました

各事業所ご担当者のみなさまのご協力を得て、算定基礎届の事務を完了し、標準報酬月額が決定しました。ここに誌面をお借りして、厚くお礼申し上げます。

お問い合わせ先

●適用課 06-6941-5004

●神戸支部 078-221-6100

●京都支部 075-801-2905

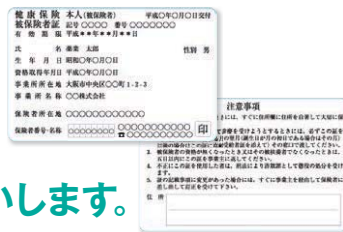
平成26年 7月 事業状況

	大阪	神戸	京都	合計	
事業所数（件）	622	94	71	787	
被保険者数（人）	男	54,595	7,480	4,813	66,888
	女	21,499	2,466	2,111	26,076
	計	76,094	9,946	6,924	92,964
平均報酬月額（円）	男	403,235	407,267	359,993	400,574
	女	261,580	258,161	228,488	258,578
	計	363,213	370,298	319,899	360,745
保険料（給与分）1人あたり額（円）	33,779	34,438	29,751	33,549	
保険料（賞与分）1人あたり額（円）	30,782	21,416	25,133	29,360	
保険給付1人あたり額（円）	39,632	41,597	38,722	39,775	
扶養率	0.95	1.03	0.85	0.95	

保険給付1人あたり額には、前期高齢者納付金等を含む

適正な医療費の支払いを行うためにご協力をお願いします

保険証の使用にはルールがあります。
 また、医療機関への適切な受診を心がければ、
 医療費を抑えることができます。
 正しい知識をもって、医療費の有効活用にご協力をお願いします。



保険証の正しい使用

健保組合では、みなさまの加入資格を確認して保険証を発行しています。

退職するなど、健保組合の加入資格を満たさなくなった場合は、保険証の返却が必要ですので、忘れないようにしましょう。

保険証は、健保組合が発行しています

被保険者は入社と同時に、被扶養者は申請が認定されたときに、健保組合へ加入することになります。健保組合は被保険者・被扶養者であることを示すものとして保険証を交付し、医療機関ではこの保険証を確認して医療費を健保組合へ請求します。

なお、その保険証を使うことができるのは、保険証に名前が記載されている人だけ、健保組合に加入している期間だけです。保険証の貸し借りや、加入資格を喪失した後の受診は絶対にしないようにしましょう。

■加入資格を満たさなくなったら、保険証は「絶対に」使用せず、「必ず」返却してください

被保険者の退職や被扶養者の異動（就職、結婚、収入が基準額を超えたときなど）により、当健保組合の被保険者・被扶養者でなくなったときは、健保組合に届け出るとともに保険証を返却しなければなりません（資格喪失日から5日以内）。月の途中で加入資格を満たさなくなった場合でも、加入資格を満たさなくなった日以降は保険証を使用できません。受診先の医療機関には、新たな保険証に変更になることをお伝えいただくようお願いいたします。

加入資格を満たさなくなった後に、誤って保険証を使用して医療機関を受診した場合、**健保組合負担分の医療費を返還していただきます**。

医療費は、事業主とみなさまに納めていただいた保険料でまかなわれています。不適正な医療費支出は健保財政の悪化を招き、保険料の負担増加につながりかねません。被保険者・被扶養者でなくなったときは、すみやかに保険証の返却をお願いいたします。

■紛失した場合は、すみやかに届出を

保険証は大切に取り扱いいただくことが前提ですが、万一紛失した場合は不正利用につながるケースも考えられますので、警察へ届け出ると同時に、すみやかに健保組合へも届出を行い、保険証の再交付を受けてください。

保険証は医療機関に受診のとき必要になるばかりでなく、身分証の役割ももつ非常に大切なものです。保管には十分気をつけましょう。

2

はしご受診をしない

「お医者さんが合わない気がするから」などという自分勝手な理由で、医療機関を転々としていませんか？ それは立派な「はしご受診」。検査や投薬が重なり、検査料がかさむだけでなく体にも大きな負担がかかります。



3

時間外受診は避ける

かかりつけ医でも、時間外受診の場合は加算料金が請求されます。主なものは時間外加算（平日の6時～8時、18時～22時）、休日加算（日曜・祝日・年末年始の6時～22時）、深夜加算（22時～翌朝6時）などで、初診時で、時間外=850円、休日=2,500円、深夜=4,800円が加算されます（病院によっては加算額が異なります）。



4

いきなり大病院へは行かない

大学病院などの大きな病院（200床以上）では、紹介状のない初診患者には全額自己負担の特別料金を加算することができます。料金は病院によってそれぞれ異なりますが、8,000円を超えることもあります。まずは身近なかかりつけ医を受診しましょう。



5

小児救急電話相談（#8000）を活用

休日や夜間に子どもが体調不良を起こしたときは、小児救急電話相談（ダイヤル #8000）を利用しましょう。小児科医師や看護師から症状にあったアドバイスをもらうことができます。

【ホームページ】

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2006/10/tp1010-3.html>

※受付時間は都道府県によって異なります。



6

柔道整復師の正しい利用

接骨院・整骨院（柔道整復師）での受療は、骨折または脱臼については応急手当の場合を除き、医師の同意が必要ですし、疲労回復などのためのマッサージ的な施術は健康保険では受けられないので全額自己負担となります。

また、療養費支給申請書に記載されている負傷原因、施術内容などは必ず確認し、自分で署名するようにしましょう。



7

明細書で診療内容を確認

明細書には検査内容や診療報酬の点数など、詳しい医療情報が記載されています。診療報酬の点数は、1点10円。医療費の詳細を自分の目で確認すれば、医療コストへの意識も高まり、無駄を省けるようになります。



一番の医療費の節約法は「健康」です。健保組合が実施する健康診断などを活用し、健康維持に取り組みましょう

お問い合わせ先

●適用課 06-6941-5004

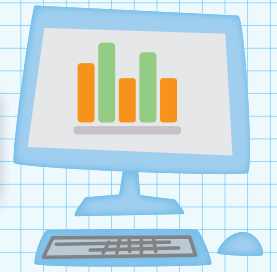
●現金給付課 06-6941-5005

●神戸支部 078-221-6100

●京都支部 075-801-2905

「データヘルス計画」

～ 健康長寿社会の実現をめざします ～

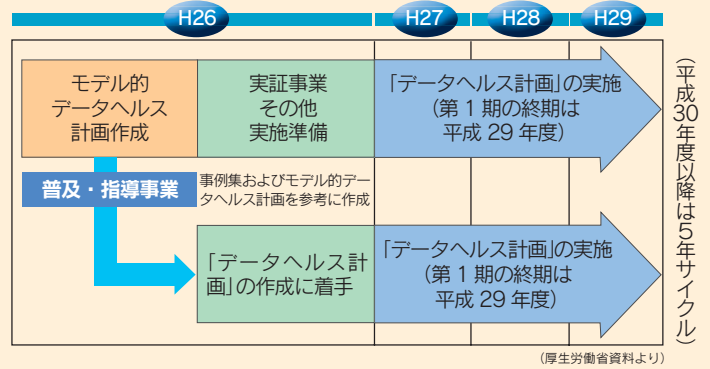


平成26年度、健康保険組合は「データヘルス計画」の作成に着手します

平成25年6月、政府は、「日本再興戦略」で、データ分析に基づき、的を絞った保健事業を行うための「データヘルス計画」を盛り込みました。

これにより、「健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」の一部改正が行われ、健康保険組合では、平成26年度中に計画を作成し、平成27年度から具体的な事業を実施するよう義務付けられました。

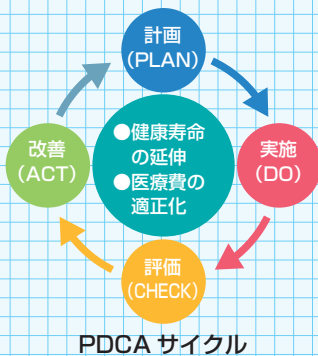
●「データヘルス計画」の実施スケジュール



データヘルス計画って？

レセプト（診療報酬明細書）や健診のデータ標準化により、これまで困難だったデータによる傾向分析が可能となりました。これらの分析結果を用いて、みなさまの健康状態に応じた、健康づくり、疾病予防、重症化予防などの保健事業を効果的に実施しようとする計画が「データヘルス計画」です。これによって、今まで以上に効果的な健康づくりや疾病予防が可能になります。

どんなことをするの？



データ分析に基づき、効果的な保健事業を計画、実施し、効果を評価したのち、改善した結果を盛り込み、再度、計画立案し、実施していきます。このPDCAサイクルをまわすことで、より充実した、効果的な保健事業を実施します。

<具体的には…>

- 事業所と連携しての健康づくり（コラボヘルス）
- データ分析結果に基づく対象者を抽出した重症化対策
- 健診受診率の向上への取り組み
- 重複受診や頻回受診の防止対策
- 前期高齢者（65歳～74歳）に対する健康指導 など

注目されるコラボヘルス

コラボヘルスとは、事業主や事業所と健康保険組合が協力、連携して、みなさまの健康増進を推し進めることです。データヘルス計画では、事業主と健康保険組合の連携も強く求められています。健康保険組合だけでなく、事業所と一体になって、みなさまの健康づくりに取り組んでいきます。

特定健診・特定保健指導を受けましょう

平成20年度から始まりました、メタボリックシンドロームに着目した「特定健診・特定保健指導」は、現在第2期を迎えているところです。これらの健診データは「データヘルス計画」を策定するうえで重要な基礎となります。

健診データが多ければ多いほど、より効果的な「データヘルス計画」を策定し実施することができますので、受診等にご協力くださいますようお願いいたします。

健康保険組合連合会広報プロジェクト

健康保険のみらいをみんなでつくる！

あしたの健保
プロジェクト

すべての健保組合の願いを込めて 始まります！『あしたの健保プロジェクト』

<http://www.ashiken-p.jp/>

健保組合にとって、今年は、これまでにない重要な1年になると考えています。それは、来年に予定されている医療保険制度改革の内容が、今年中に決定することとされているからです。

この制度改革に、ぜひとも健保組合の主張・要望である高齢者医療制度の見直しをとりいれ、現役世代の過重な負担を正してもらう必要があります。健保組合の全国組織の健康保険組合連合会（健保連）は、主張・要望の実現をめざし、強力な活動に取り組むこととしました。

『あしたの健保プロジェクト』は、健保組合・健保連が行う広報事業を、こうした活動の一環と位置づけ、展開していこうというものです。

すべての健保組合が一体的に取り組み、健保組合の企業の事業主、被保険者・家族を始め、幅広い方々の賛同を得ることが重要と考えています。ご理解、ご協力をお願いします。



健保VOTE!

あなたの賛同があしたの健康保険を変える！

賛同者はWEBへ！



投票がまだお済みでない方はぜひ投票をお願いします。

賛同する！



大阪薬業健康保険組合も『あしたの健保プロジェクト』に参加し、今後、広報誌やポスターなどへのロゴマークの使用や活動のお知らせを提供していくこととしました。また、第152回組合会において、以下のとおり決議いたしました。今後、この決議文を関係団体等への働きかけに活用してまいります。

決 議

当健康保険組合は、医薬品・化学薬品・医療機器などの製造・卸・販売業に従事する被保険者数93,000人、被扶養者数88,000人、合計の加入者181,000人で構成され、加入員の健康の保持・増進と疾病予防を目的として設立された総合型の健康保険組合です。

当組合は、平成24年度に保険料率を12%引き上げ、平成25年度は更に6%引き上げましたが、平成26年度予算においてなお13億円を超える赤字を計上し、大変厳しい財政運営を強いられています。このように厳しい赤字財政状態は、平成20年にスタートした新たな高齢者医療制度による拠出金の負担増によるもので、その負担額は保険料収入の46%を占めており、保険料で高齢者の医療費を負担する仕組みはすでに限界にきています。組合運営はまさに瀬戸際の状況にあり、存続の危機にあります。

増大する高齢者の医療費は、広く国民全体で支えるべきものであり、現役世代の保険料による支援に過度に依存することはすでに限界に達しております。平成27年10月に予定される消費税率10%への引き上げ時においては、社会保障制度の安定財源として、高齢者医療制度、特に公費の投入がない前期高齢者医療へ適切に公費を投入し、過重な現役世代の負担の軽減を図るべきです。加えて健康保険組合の安定運営に向けて、現行の高齢者医療制度の負担方法をはじめとする不合理な仕組みを早急に是正するべきです。

健康保険組合は、効率的・効果的に保険者機能を発揮できる保険者であり、医療保険制度の中核として国民皆保険の維持・発展に取り組んでまいりました。今後も、安定的に組合運営を行い、これからも加入者の健康を守り支えるため、そして皆保険制度を支えていくために、以下の事項の実現に向け、大阪薬業健康保険組合 組合会の総意をもってここに決議いたします。

- 一、前期高齢者医療への公費投入
- 一、健康保険組合方式の堅持

大阪薬業健康保険組合
第152回 組合会

●発行所

大阪薬業健康保険組合 大阪市中央区内平野町3丁目2番5号 ☎06(6941)5001
大阪薬業厚生年金基金 大阪市中央区内平野町3丁目2番5号 ☎06(6945)1021